

横浜市居宅訪問型保育事業利用規定

制 定 : 平成 27 年 9 月 18 日

1 目的

横浜市居宅訪問型保育事業（以下「本事業」という。）は、横浜市居住のひとり親世帯の保護者の就労により深夜時間帯に保育を必要とする児童を保育する事業です。

この規定は横浜市居宅訪問型保育事業実施要綱第 11 条に定める規定として、本事業の利用にあたって利用者が遵守すべき必要な事項及びその細目を定めることを目的とするものです。

2 事業内容

居宅訪問型保育事業者（以下「事業者」という。）が家庭的保育者を保護者・児童の居宅へ派遣し、住み慣れた居宅において、0～2歳児の児童1人に対して保育者1人できめ細やかな保育を実施します。

また、本事業は、0～2歳児の児童がいながらも、夜間にかかる勤務等に従事せざるを得ない状況のひとり親家庭への日中就労移行支援ツールの一つとして実施し、母子家庭等就業・自立支援センター事業やジョブスポット等の案内を行い、早期の日中就労への移行を促します。

3 対象児童

本事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次の要件の全てに該当する児童です。

児童の年齢は、当該年度の初日の前日における満年齢とし、年度途中で誕生日を迎えても変更しないものとします。

- (1) 対象児童が生後3か月以上3歳未満であること。
- (2) 対象児童の保護者（以下「保護者」という。）が、保育認定の支給認定要件を満たす者で、かつ、要件が居宅外就労であること。
- (3) 保護者が、午後9時から翌朝午前6時までの間（就労時間の一部が含まれていれば可）に常態（週4日以上）として就労していること。
- (4) 保護者が、児童扶養手当を受給していること。
- (5) 保護者が、対象児童のみを養育しており、当該保護者及び対象児童以外に同居人がいないこと。
- (6) 対象児童に慢性的な疾患がなく、「身体障害者手帳」、「療育手帳（愛の手帳）」又は「精神障害保健福祉手帳」の交付等を受けていないこと。
- (7) 日中に給付対象施設・事業及び横浜保育室を利用していないこと。
- (8) 地理的条件及び保育必要時間から、利用可能な保育所（延長保育時間含む）及び夜間保育所がない、又は利用申請を行っているが保留となっていること。
- (9) 保護者が、母子家庭等就業・自立支援センターやジョブスポット等を活用（又は活用を予定）するなど、日中就労のみで生計を立てることを目指していること。

※本事業は、日中就労へ移行するための短期間の利用が前提となりますので、利用期間は、1年以内となります。

※本事業は、0～2歳児の児童1人に対して保育者1人が保育を行うため、例えばきょうだい2人が本事業の対象児童となる場合には、保育者2人で保育を行う必要があります。そのため、同時利用が可能でない場合は、本事業は利用できませんので、ご了承ください。

4 提供する保育内容

本事業で実施する内容は、家庭的保育者による乳幼児の保育のみです。

※1：食事の準備や住居の掃除、生活必需品の買い物などの家事は行えません。

※2：家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した1年以上の訪問保育等の経験を有する保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者です。

※3：保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者は、次に掲げる者です。次に掲げる者は、市長が定める認定研修も修了する必要があります。

①看護師の免許を有する者②幼稚園教諭の免許を有する者③1年以上の家庭的保育経験者（補助員含む）

5 実施場所

保護者の居宅

6 保育提供日・保育時間

本事業の保育提供日は、1月あたり25日を上限とします。

保育時間は、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、あらかじめ保護者と事業者が協議して決めてください。協議後、事業者と利用契約書を結んでいただきます。契約内容は遵守してください。

※保育標準時間認定の方は11時間の時間帯を、保育短時間認定の方は8時間の時間帯を決めます。

例) 11時間の時間帯…13時～24時、20時～翌朝7時など

8時間の時間帯…15時～23時、22時～翌朝6時など

*1日ごとに時間帯を変えることはできませんので、ご了承ください。

*月ごとに時間帯を変えることは可能ですので、事業者へ御相談ください。

なお、保育標準時間認定の方は、あらかじめ決定した11時間を超える時間帯に、保育短時間認定の方は、8時間を超える時間帯に保育を実施した場合に延長保育料が発生します。

延長保育の実施の可否や利用料金については、事業者に直接お問い合わせください。

7 利用手続き等

※区役所において利用要件等の確認ができない場合や利用定員に空きがない場合は、本事業を利用できない場合がありますので、ご了承ください。

(1) 利用を希望する保護者は、本事業の内容や対象となるかについて、居住区のこども家庭支援課（以下「こども家庭支援課」という。）へ相談してください。こども家庭支援課で他の子育て施策や保育施設がないかどうかの確認や利用要件を満たしているかどうかの確認を行います。

(2) 保護者は、相談の結果、利用申請したい場合は、「横浜市居宅訪問型保育事業 利用要件確認申請書」（第1号様式）により利用要件確認申請を行ってください。

(3) こども家庭支援課は、利用要件確認申請書及び添付資料により、再度利用要件の確認を行い、利用要件を満たしている場合は、「横浜市居宅訪問型保育事業 利用要件確認結果通知書兼利用申請承認通知書」（第2号様式）（以下「利用申請承認通知書」という。）を、利用要件を満たしていない場合は、「横浜市居宅訪問型保育事業 利用要件確認結果通知書兼利用申請不承認通知書」（第3号様式）を、利用要件確認申請を行った保護者に対して通知します。

(4) こども家庭支援課は、利用申請承認通知書を通知する際は、あわせて事業者の紹介を保護者に対して行います。

(5) 利用申請承認通知書を受け取った保護者は、事業者と連絡の上、保護者の居宅において対象児童とともに面談を実施し、利用希望時間帯や曜日等の調整をしてください。その際、利用申請承認通知書を事業者に提示してください。

また、事業者が保育を実施するうえで必要となる児童及び家庭の状況等について、事前に情報提供するよう努めるとともに、特に配慮が必要な事柄がある場合には、必ずその旨を知らせるようにしてください。

- (6) 事業者と利用希望時間帯や曜日等の調整を行った保護者は、こども家庭支援課に対し、横浜市支給認定及び利用調整等実施要綱に定める支給認定申請書及び利用申請書に必要な書類を添えて提出してください。
- (7) こども家庭支援課は、横浜市支給認定及び利用調整に関する基準に基づき、支給認定証及び施設・事業利用調整結果通知書又は施設・事業利用調整結果（保留）通知書を保護者に送付します。
- (8) 施設・事業利用調整結果通知書を受け取った保護者は、事業者と利用契約を結び、保育の提供を受けます。
- (9) 利用日程の変更（又は中止）は、事業者で定められた期日までに、事業者に御連絡ください。
- (10) 利用開始後、住所や市町村民税の課税の状況が変わったとき又はその他変更があったときは、認定変更（変更・取消）申請書の提出が必要です。
- (11) 利用期間は、1年以内です。

8 利用要件確認申請に必要となる書類

- (1) 横浜市居宅訪問型保育事業 利用要件確認申請書
- (2) 児童扶養手当証書（写し）
- (3) 日中就労移行計画書兼就職活動状況報告書（写し）

※利用要件確認申請時は、日中就労移行計画書欄に1年以内での日中就労への移行を目指すための活動予定を記入して、写しを提出してください。

- (4) 雇用証明書等（夜間就労であるということが分かる書類）

※雇用証明書の1日あたりの平均勤務時間欄の下に主な勤務パターンを記載していただくとともに、シフト表がある場合には、シフト表の提出をお願いします。（雇用証明書は雇用主に記入していただきます。）

9 利用料

利用料は、「平成27年度子ども・子育て支援新制度 利用料（保育料）（月額）」の3号（小規模保育事業、家庭的保育事業新制度の対象となる事業所内保育事業）と同じ料金となります。負担区分により金額が変わります（0円～58,100円）。

利用料の中には、家庭的保育者が訪問する際の往復の交通費は含まれていませんので、実費を負担していただくことになります。

◎交通費負担軽減

利用者は、保育者の自宅から利用者の居宅までの交通費実費を負担する必要があります。しかし、1日に2名以上派遣する場合や深夜のタクシー利用の場合等、高額になってしまう可能性があるため、利用者の利用料の負担区分に応じ、交通費の負担軽減を行います。

- ・軽減対象上限額を設定し、実際に要した交通費から、負担区分に応じた自己負担額を差し引いた額を軽減します。（負担区分がD9～D27の方は、軽減の対象にはなりません。）
- ・軽減対象上限額 20,500円（1か月の交通費がこの金額を超えなければ、利用者の交通費負担額は、実費と自己負担上限額を比べて少ない金額となります。）
- ・自己負担上限額

利用料の負担区分	自己負担上限額（円）
A、B、C	4,000円
D1、D2	8,000円
D3～D5	12,000円
D6～D8	16,000円

例1) 負担区分がD1で、1か月の交通費が13,000円だった場合

13,000円（実費）> 8,000円（自己負担上限額）のため、
交通費自己負担額は8,000円となります。

例2) 負担区分がD6で、1か月の交通費が15,000円だった場合

15,000円(実費) < 16,000円(自己負担上限額)のため、
交通費自己負担は15,000円となります。

例3) 負担区分がD3で、1か月の交通費が22,000円だった場合

22,000円(実費) > 12,000円(自己負担上限額)、
実費が助成対象上限額を超えているため、22,000円(実費)から20,500円(助成対象上限額)を引いた1,500円を自己負担上限額に加えます。

そのため、交通費自己負担額は13,500円(12,000+1,500)となります。

10 利用の確認

利用の確認を行うため、利用の都度、家庭的保育者が持参する「横浜市居宅訪問型保育事業 利用確認書」に押印又は署名をしてください。

11 就職活動状況の確認

利用要件確認申請の際に別紙「日中就労移行計画書兼就職活動状況報告書」の日中就労移行計画書欄に1年以内での日中就労への移行を目指すための活動予定を記入して、写しを提出していただきます。

本事業利用開始後、就職活動状況報告書欄に活動実績を記入していただき、就職活動状況について毎月区役所に報告してください。

また、母子家庭等就業・自立支援センター事業やジョブスポット等の利用状況の確認を区役所から定期的に行い、早期の日中就労への移行を目指していただきます。毎月の報告がない場合には、区役所等から連絡させていただきますので、ご了承ください。

なお、就職活動状況が確認できない場合には利用をやめていただく場合もあります。

12 保育所等への利用申請

本事業を利用して、1年以内に早期の日中就労への移行を目指していただくこととなりますので、利用開始後に日中の給付対象施設・事業への利用申請を行っていただきます。

当該年度分については、本格的な就職活動(資格取得等のための通学などは除く)の開始に合わせて、新年度分については、申請開始時期に合わせて利用申請を行ってください。

13 その他

事業の制度変更に伴い、利用規定が改定される場合があります。その場合は、既に利用されている方も新しい利用規定を適用しますので、ご了承ください。